

特記仕様書

1. 適用範囲

- (1) この仕様書は「宝満川流域連絡管硫化水素測定業務」に定める特記仕様書とする。
- (2) この仕様書に記載されていない事項は、設計・調査・測定業務共通仕様書による。

2. 業務内容

- (1) 件 名 宝満川流域連絡管硫化水素測定業務
- (2) 場 所 小郡市三沢 地内
- (3) 調 査 数 量 マンホールポンプ調査工：1箇所
流量調査工：1箇所
硫化水素測定工：5箇所
水質・ガス、溶存硫化物調査工：2箇所（6検体/箇所）
- (4) 調 査 期 間 7日
- (5) 調査対象区域 別添位置図に示す区域内
- (6) 報告書作成 1式

3. 調査目的

- (1) マンホールおよび管きょのコンクリート腐食の原因分析のため、本仕様書に定める各箇所で硫化水素ガス濃度の連續測定を行う。計測は5分間隔（最大濃度記録）とする。
- (2) 本仕様書に定める各箇所で下水中に含まれる溶存硫化物および流量・ポンプ吐出量を計測する。それぞれの計測値を集計し、各系統から流入する溶存硫化物負荷量を求め、硫化水素ガス発生要因比率の参考資料とする。
- (3) (1)及び(2)の結果を基に、硫化水素ガス濃度、溶存硫化物負荷量の関連性を整理すること。

4. 調査項目・内容

(1) マンホールポンプ調査工

監督員が指定するマンホールポンプ1箇所でのポンプ稼働状況を記録すること。
マンホールポンプ制御盤内のポンプ動力線にクランプ式電流ロガーを設置し、1分単位でマンホールポンプの稼働状況を記録する。ポンプの稼働時間に吐出量を乗じることにより、ポンプの吐出量を算出すること。流量計のデータと比較するために、得られたポンプ吐出量は5分間隔に変換した後、時間単位・日単位で集計を行い週報としてまとめること。

(2) 流量調査工

監督員が指定するマンホール1箇所で流量を計測すること。
流量計（機器及び測定方法は監督員の了承を得ること）により、5分間隔で流量を測定し、時間単位・日単位で集計を行い週報としてまとめること。

(3) 硫化水素測定工

監督員が指定するマンホール5箇所で、硫化水素濃度連續測定を行い、流量調査工やマンホールポンプ

調査工の結果と比較するため5分間隔（最大濃度記録）で測定し、時間単位・日単位で集計を行い週報としてまとめること。

(4) 水質・ガス、溶存硫化物調査工

監督員が指定するマンホール2箇所で水質調査工（溶存硫化物）を計測すること。試料の採水は1日3回（目安：9時・12時・15時）とし、水質分析会社に搬送し分析すること。試料の保管方法等については、水質分析会社と調整し、試料の適切な保管・運搬を行うこと。

5. 報告書作成工

計測結果から、下記項目を整理し成果品とする。

(1) マンホールポンプ調査工

マンホールポンプの稼働状況に吐出量を乗じて吐出量とし、流量調査の結果と比較できるよう、5分間隔の流量に換算し、計測値を1日単位で最小流量・最大流量・平均流量・日流量などの集計を行うこと。

時間単位で集計を行い週報としてまとめること。

(2) 流量調査工

5分間隔で流量を測定し、計測値を1日単位で最小流量・最大流量・平均流量・日流量などの集計を行うこと。

時間単位で集計を行い週報としてまとめること。

(3) 硫化水素測定工

5分間隔で硫化水素濃度（最大濃度記録）を測定し、計測値を1日単位で最低濃度・最高濃度・平均濃度などに集計を行うこと。

時間単位で集計を行い週報としてまとめること。

(4) 水質・ガス、溶存硫化物調査工

水質分析の結果について、最小値・最大値・平均値などの集計を行うこと。

溶存硫化物濃度と流量または吐出量を乗じて、溶存硫化物負荷量を算定すること。

計量証明書を添付すること。

(5) その他

報告書はマイクロソフト社のワードまたはエクセルで作成する。

提出する成果品は、次のとおりとする。

報告書：調査結果および分析解析 1式(A4で製本したもの) 2部

CD-ROM：ワードまたはエクセルで作成した報告書を記録したもの 2部

その他監督員の指示するもの

6. その他事項

(1) 調査項目の詳細及び報告書様式については、事前に監督員と協議して定めるものとする。

(2) 作業に使用する器材は、事前に監督員の了承を得ること。また、マンホール内に設置することにより、溢水が発生しない構造とすること。

(3) 受注者は、本業務の円滑な遂行のため、佐賀県内に事業所を有していることを要件とする。

(4) 主任技術者は以下の資格を有するものとする。

公益社団法人日本下水道管路管理業協会による「下水道管路管理総合技士」

(5) その他事項については、監督員と協議すること。



図 調査位置図